



## 健康保険証の廃止について

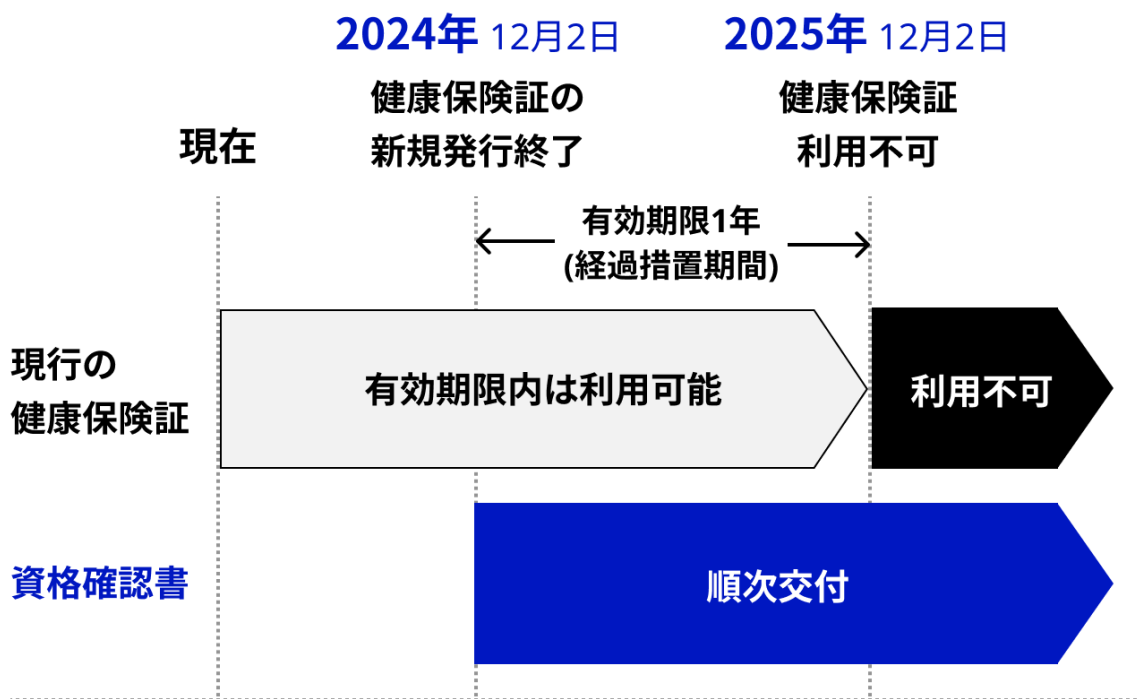
令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナ保険証で医療機関等を受診する仕組みに移行します。

現在、お持ちの健康保険証は令和7年12月1日まで使用することができます。ただし、令和7年12月1日以前に退職等により資格喪失した場合は、その時点で使用できなくなります。

なお、マイナ保険証の利用登録をしていない方については資格確認書で医療機関等を受診することができます。

令和6年12月2日以降に、入社手続きをされる方については資格確認書が必要かどうかの聞き取りをお願いします。

在職者でマイナ保険証の利用登録をしていない方については令和6年12月2日以降に順次交付されますので申請は必要ありません。



従来の保険証と同じ  
プラスチックカード型  
(色は黄色)